40歳を過ぎたら からだのチェックを！

各種検診やってます

市では、市医師会などの協力を得て、職場で健康診断を受ける機会のない四十歳以上（昭和二十七年三月三十一日以前生まれ）の市民を対象に各種検診を実施しています。

平成三年度は、胃がんと大腸がんの施設検診の対象年齢に、新たに六十八歳と六十九歳を加えました。

健康で明るい生活を送るため、年に一度検診を受診しましょう。

〈基本健康診査〉

下表のとおり実施します。受診券（はがき）は四月一日に郵送しました。また、基本健康診査の受診結果をもとに保健所などで健康相談を実施しています。

〈胃がん検診〉

下表のとおり実施します。

なお施設検診の対象年齢に該当する人は、「検診車による胃がん集団検診」か「基本健康診査時の胃がん施設検診」のいずれか一方を選んで受診して下さい。また施設検診の対象年齢以外の人は、「検診車による胃がん集団検診」を受診して下さい。

〈大腸がん検診〉

大腸がん検診は胃がん検診と一緒に実施しますので、胃がん検診受診の際に申し出て下さい。大腸がんの人には、かなりの割合で、便に潜血（出血）が認められます。大腸がん検診（ヒトヘモグロビン便潜血検査）は、この出血の有無を検査することにより大腸がんを発見しようというものです。自宅で便をとり、それを提出してもらい検査します。

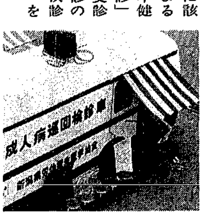

〈問い合わせ〉

東保健所（☎243—5311）、西保健所（☎266—5171）、保健衛生課（☎228—1000内線2705番）へ

※六十歳未満でも、生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は、自己負担額が免除されますので、受診する十日前までに保健衛生課へお問い合わせ下さい。

◆成人のための各種検診（職場健診のない人が対象です）

年齢はすべて平成4年3月31日現在

区分	種類	内容	対象年齢	実施期間	受診方法	費用
老人保健法による健康診査	基本健康診査	問診、視診、打聴診、検尿、血圧、貧血、白血球数、総コレステロール、肝機能検査（GOT·GPT） 医師が必要と認めた場合（心電図、眼底検査、血糖検査、γ-GTP、ALP、尿素窒素、便潜血検査、中性脂肪）（60歳以上の人の追加検査…聴力、腰椎X線、膝関節X線）	40歳以上	4月～3月（なるべく誕生月に受診しましょう）	・午前中に病・医院へ直接 ・送付済みの受診券（はがき）と健康保険証をお持ち下さい	1,000円
老人保健法による健康診査（がん検診）	胃がん	施設検診（胃部X線直接撮影）㊟基本健康診査と同時に実施	40歳・45歳 50歳・55歳 60～69歳	4月～3月	病・医院へ直接	2,000円
	胃がん	集団検診（検診車による胃部X線間接撮影）	40歳以上	4月～11月	自治・町内会を通して申し込み	500円
	大腸がん（胃がん検診と一緒に受診）	施設検診（便潜血検査）	40歳・45歳 50歳・55歳 60～69歳	4月～3月	胃がん施設検診を受診した時に申し込み	100円
	大腸がん（胃がん検診と一緒に受診）	集団検診（便潜血検査）	40歳以上	4月～11月	胃がん集団検診会場で申し込み	100円
	子宮がん（細胞診検査）	施設検診（市内全域で実施）	30歳以上の女性	7月～10月（予定）	病・医院へ直接	＊500円
	子宮がん（細胞診検査）	集団検診（市周辺部で実施）	30歳以上の女性	11月（予定）	自治・町内会を通して申し込み	400円
	肺がん	喀痰細胞診検査	40歳以上	結核健診と同じ	結核健診会場で申し込み	400円
結核健診		検診車による胸部X線間接撮影	15歳以上	5月～10月	結核健診会場で申し込み	無料
貧血検査		血液検査・身体計測	18～39歳の女性	5月～10月	結核健診会場で申し込み（受診できない会場もあります）	無料

（老人保健法による健康診査の費用）59歳まで自己負担があります。60歳以上は無料です。

＊体部検診もあわせて受診する場合は1,200円

在宅寝たきり難病患者 介護手当を支給

市では、在宅の寝たきり難病患者と同居し、生計を同じくする人で、いつも患者の日常生活の介護をしている人の精神的・経済的な負担の軽減を図るため、新たに「介護手当」を支給します。該当する人は早めに申請して下さい。

対象　六十五歳未満で六カ月以上寝たきりの状態にある特定疾患治療研究事業（筋萎縮性側索硬化症・パーキンソン病など）の対象患者と同居し、いつも日常生活の介護にあたっている人。

ただし、介護世帯の生計の中心となっている人の前年の所得税課税標準額が七百万円を超える場合や、病・医院に入院している患者の介護者は除きます。なお、満六十五歳以上になりますと、「在宅寝たきり老人等介護手当支給事業」の該当となりますので高齢者福祉課へ申請して下さい。

支給月　七月・十月・一月・四月の年四回で、支給月の月末に支給月の前月分までの金額を、指定の金融機関の口座に振り込みます。

申請先　東・西保健所

申請に必要な物　申請書（保健所にあり）、特定疾患医療受給者証、介護人名儀の預金通帳、印鑑

問い合わせ　保健衛生課（☎内線2704番）へ

3歳児健診 案内が個別通知に

今月から三歳児健康診査のお知らせが、市報による一括掲載から対象者への郵送による個別通知になっています。通知は住民登録を基にしていますので、転入などで案内書が届かないと思われる方は、管内の保健所へお問い合わせ下さい。なお、対象者の生年月のみ引き続き市報で掲載していきます。

◇　◇　◇

市身障連 いかがですか 手書きの新しい表札

市身体障害者福祉協会連合会では、柾目の木曽桧（ひのき）を素材にした手書きの表札の注文を受けています。新しい表札、お宅もいかがですか。

規格　〈大〉縦21ｾﾝ、幅8・4ｾﾝ、厚さ3・3ｾﾝ　〈中〉縦18ｾﾝ、幅8ｾﾝ、厚さ3・3ｾﾝ

価格　〈大〉三千円　〈中〉二千八百円　※文字数の多少や字体が異なっても同額。風雨に強い塗料を二度塗りして耐久性を高めています。

申し込み　市身体障害者福祉協会連合会（弁天三、新潟マンション311号、☎246—1333）へ

健康ロメモ 紙おむつ

紙おむつメーカーの宣伝によれば、高分子吸収物質が排せつ物の水分を全て吸収し、網状の層が一度通過した水分を逆流させることはなく、しかも空気を通過させるので、いつも皮ふの表面はサラサラした状態を維持できると、良いことづくめ。

紙おむつが出現してから子供の「おむつかぶれ」が確かに減少し、なくなるかと思われたが、最近、再び増加してきました。

手で触れても湿り気を感じないため、一日中おむつを交換しない母親がいることが、この原因のようです。

この吸収部分は水分を吸収してコロイド状態となり、確かに水分が流れることはないのですが、吸収には限度があるはずで、放置すればムレて、カブレを起こすことは当然。

紙おむつは触れてサラリとしていても、交換が必要であることを忘れないで下さい。

（市医師会）

ひとり親家庭などに医療費を助成

市では、ひとり親家庭などへの医療費助成の受け付けを行っています。対象は、ひとり親家庭の父か母、または両親がいない児童などを養育している人と、その児童などです。「児童など」は十八歳の年度末までが対象です。対象となる人でも、所得制限などがありますので事前にお問い合わせ下さい。

助成額　医療費の自己負担額から老人保険法に準じた一部負担金（外来月八百円、入院一日四百円）を控除した額

受付期間　四月二十日までに申請された人は四月分から助成。それ以後は随時、受給者証の交付月の翌月から助成

申請時必要書類　①申請者と児童の健康保険証②印鑑③児童扶養手当証書（証書がない人はお問い合わせ下さい）

申請・問い合わせ先　市福祉課（本館二階）または地区事務所厚生係へ

妊産婦と乳児の医療費助成

対象　乳児は1歳まで全員、妊産婦は所得税非課税世帯の人

手続き場所　市民課5番窓口、地区事務所・連絡所、保健所

持ち物　乳児分は、母子健康手帳・健康保険証・印鑑・保護者名儀預金通帳、妊産婦分は乳児分のほかに、住民票謄本・所得税の証明書類、預金通帳は本人名儀のもの

問い合わせ　保健衛生課（☎内線2706）へ

新潟美術グループ合同展

日時　4時11日～18日

会場　東北電力グリーンプラザ

内容　油彩画、書道、手工芸など9部門、67グループ約1,000人が出展

問い合わせ　会場（☎223—3151）へ

子どもの食事講習会

対象　1～3歳児をお持ちのお母さん、または保育者　**申し込み**　電話で会場へ

◆東保健所会場「おかあさんの味を大切に」

日時　4月17日午前10時～午後零時半

持ち物　母子健康手帳、エプロン、三角布

◆西保健所会場「おいしく食べるごはん料理の工夫」

日時　4月19日午前9時半～正午

持ち物　母子健康手帳、エプロン、三角布、子ども用歯ブラシ

住まいの相談

日時　4月16日午前10時～午後3時

会場　東北電力パレット（テレコムビル）

内容　住宅の新増改築、ほか

問い合わせ　新潟地域住宅相談協議会（☎266—6650）へ

育児講習会

持ち物　母子健康手帳

申し込み　木戸は電話で東保健所へ、山の下は当日直接会場へ

地区	月日	受付時間	会場	対象
木戸	4・22	午後1時15分～1時半	木戸公民館	2年9・10月生まれの第1子と母親15組
山の下	4・16	午後1時半～1時45分	中地区保健センター	2年11月生まれの乳児

住宅建築相談

日時　4月9・23日午前9時～午後4時

会場　市役所第1分館501号室（5階）

相談内容　新増改築プラン、融資、見積設計、など

問い合わせ　建築指導課（☎226—3053）へ

保健婦による健康相談

基本健診受診記録票、健康手帳のある人はお持ち下さい。

地区	月日	会場	時間
曽野木	4・10	※鐘木会館	午前10時～正午 午後1時～3時
松浜・南浜 濁川	4・12	北地区保健センター	午前10時～正午 午後1時～3時
中野小屋	4・11	中野小屋連絡所	午前10時～正午 午後1時～3時
内野	4・9	上新町集会所	午前10時～正午 午後1時～3時
赤塚	4・8	赤塚連絡所	午前10時～正午 午後1時～3時
坂井輪	4・9	老人憩の家「小針荘」	午前10時～正午 午後1時～3時
南浜	4・11	白勢町自治会館	午後1時半～3時
松浜	4・8	老人憩の家「寿楽園」	午後1時半～3時
石山	4・11	老人憩の家「石山荘」	午後1時半～3時
石山 大江山	4・8	※石山地区保健センター	午前10時～正午

※印は栄養士による相談あり